

# 国民健康保険税の制度改革について

保健部国保年金課

## 1. 子ども・子育て支援金分課税の創設について

### (1) 概要

国が令和6年に改正・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、政府の「こども未来戦略」に基づく「子ども・子育て世帯」への給付等の拡充が行われることとなった。この財源の一部に充てるため、国民健康保険を含む各医療保険者は「子ども・子育て支援金」の納付が新たに義務付けられる。そのため、被保険者に対し、「子ども・子育て支援金分」の納付を、従来の社会保険料に上乗せする形で求めるものである。

### (2) 支援金の額について

国の見解では、支援金は令和8年度から10年度にかけて段階的に増額される。保険者全体で令和10年度には1兆円規模を見込んでいる。

政府は歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないとしている。

子ども家庭庁は、国民健康保険の1人当たりの平均支援金月額として、令和8年度に250円、令和9年度に300円、令和10年度に400円と段階的に試算している。

### (3) 子ども・子育て支援金分課税の設定について

本市では令和7年度の税率改定を行っており、次期改定は令和10年度を見込んでいる。そこで、今回は令和8・9年度に適用される税率を設定するものである。

課税方式は静岡県内で統一的に2方式（所得割と均等割）となっている。実際には、所得割、均等割に加え、後述の18歳以上均等割の3つを設定する。

所得割と均等割の割合は、他の税目同様、50:50よりもやや所得割寄りとなる。

子ども・子育て支援納付金分課税は、他の税目と同様に、低所得世帯に対する7割・5割・2割の軽減、未就学児に対する軽減、産前産後軽減、離職軽減等が適用される。

課税額のうち均等割額について、18歳未満の被保険者は、制度の趣旨に鑑み実質10割軽減の措置を行い、それ以外の被保険者へ賦課する制度設計とする。18歳未満の被保険者にかかる均等割額を免除し、その相当額を18歳以上の被保険者に対して「18歳以上均等割額」として別途額を定めて課税する。

### (4) 運営協議会での審議

子ども・子育て支援金課税分の税率等について、国保運営協議会へ諮問した。

これを受け、令和7年11月4日の国保運営協議会において、まず税率算定の大枠を決定したうえ、国や県から必要な数値が得られ次第、税率を設定するよう準備を整えた。

12月には国および県より具体的な数値が示された。県からは、令和8年度分の子ども・子育て支援金分納付金の見込額はおよそ1億4700万円と示され、その納付に充てるだけの税率を検討し、試算した。

この税率等については、1月21日の審議での合意を経て、1月29日に市長に対して答申したところである。

### (5) 子ども・子育て支援金分課税の税率等

国保運営協議会では、表1による税率等を妥当とした。

**表1 子ども・子育て支援金分課税の税率等（案）**

所得割額	均等割額	18歳以上均等割額	課税限度額
0. 3 %	1,970円	130円	30,000円

上記の税率等を基に試算を行い、以下の結果を得た。

1. 年間総課税額は、令和8年度：147,729千円、令和9年度：143,610千円となる。
2. 令和8年度の收支はプラスであるが、令和9年度はマイナスとなる。
3. 所得割と均等割の割合は、54:46となり、やや50:50から乖離している。
4. 令和8年度の1人当たりの平均年税額は3,577円となる。
5. 18歳未満の均等割3,652千円が免除され、18歳以上均等割3,683千円で補うものである。

**表2：モデルケース（年額）**

独居 無所得（障害）	夫婦 事業100万円	夫婦+子2人 事業250万円	夫婦 給与500万円 (所得356万円)	親1人+子夫婦 子事業300万円 親年金300万円 (所得190万円)	母+子2人 給与110万円 (所得45万円)
7割軽減	5割軽減	2割軽減			5割軽減
600円	3,800円	9,500円	13,500円	18,400円	1,100円

## 2. 課税限度額について

### （1）課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の課税限度額の基準は、地方税法施行令（政令）で定められている。昨年末に政令が改正され、令和7年度から基礎課税分および後期高齢者支援金分の国基準が引き上げられた。各自治体の課税限度額は、保険者の裁量で国基準を超過することはできないが、国基準を下回ることは問題ない。

国保運営協議会における平成25年6月11日付け提言事項の中では、「国の法令が改正された場合には、原則として翌年度に改正を行う」旨の提言がなされている。これに対し、令和7年度に同協議会の答申の中で、「国基準と同時に引き上げるよう条例を改めることを是としつつ、改正の時期が2年度分の同時引き上げとならないよう配慮する」ことが求められた。

令和7年度は、国基準の基礎分が1万円、後期高齢者支援金分が2万円引き上げられた。令和7年12月に示された令和8年度税制改正の大綱では、令和8年度の国基準は基礎課税分を1万円引き上げるとされている。そこで、本市の令和8年度の課税限度額を検討した。

**表3：課税限度額の推移**

	国基準			富士市		
	R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8(予)
基礎分(医療給付分)	65万円	66万円	67万円	65万円	65万円	67万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	26万円	22万円	24万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
(子ども・子育て支援金分)	-	-	(3万円)	-	-	(3万円)
合計 (子ども・子育て含)	106万円	109万円	110万円 (113万円)	104万円	106万円	110万円 (113万円)

## (2) 運営協議会での検討結果

令和8年度の課税限度額の在り方について、国保運営協議会に諮詢した。

昨年度の運営協議会の審議では、2年分の引上げは避けるべきであるとの答申があったが、令和8年度の引上げ額は1万円と小幅であり、令和7年度と合わせた年間4万円の引上げ額は過去にも例がある。これに子ども・子育て分が加算されることとなるが、この負担増は政策による全社会的なものであり、高所得世帯に特化して負担を強いるものではないことを、加入者に対し、丁寧に説明し、理解を得る必要がある。

また、子ども・子育て支援金分の課税限度額の設定は、これまでのように一年間検討することができず、3月に改正される地方税法の内容と齟齬が生じない設定が必要である。

昨年度の審議時点とは状況が変化しており、国基準と同時引上げの導入は先送りし難い状況である。

これらを踏まえ、令和8年度より各税目の課税限度額を定める条項について、下記にある参考例に従い、地方税法を直接引用する方法を導入することを是とする答申をいただいた。

### 参考：三島市国民健康保険税条例（抜粋）

第2条第2項 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)以下「政令」という。)第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、同項に規定する額とする。

※ 富士市の税条例では、下線が、それぞれ「65万円」と、実際の金額になっています。

## (3) 課税限度額引上げの影響

令和7年度本算定データを用いて、令和8年度の基礎分と後期高齢者支援金等分の課税限度額を2万円ずつ引き上げた場合の影響について試算した。

①限度額超過世帯は、基礎分が481世帯から27世帯減少して454世帯、後期高齢者支援金分が762世帯から135減少して627世帯となる。

表4：限度額超過世帯（29,000世帯中）

税目	改正前	改正後	差引
基礎分	481世帯(1.66%)	454世帯(1.57%)	-27世帯
後期高齢者支援金分	762世帯(2.63%)	627世帯(2.16%)	-135世帯

※被用者保険では限度額超過者の割合が0.5～1.5%となるよう定められており、国基準額も限度額超過世帯の割合が1.5%以下になることを目標として改正される。

②課税総額では基礎分が9,331千円の増、後期高齢者支援金分が13,861千円の増、合計で23,192千円の増となり、収納率を令和6年度決算に基づき94.8%とすると、21,986千円の增收が見込まれる。

③課税限度額に到達する所得は、世帯構成によっても異なるが、単身世帯の場合、基礎分が9,746,418円、後期高齢者支援金分が8,159,031円となる。

## 3. 低所得者軽減制度の拡充について

### (1) 低所得者軽減制度

低所得者の負担を軽減するため、世帯の所得が一定基準額以下の場合には、国民健康保険税の応益割（被保険者均等割・世帯別平等割）の7割、5割又は2割を軽減している。令和

8年度税制改正の大綱により、令和8年度から、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げることが示され、軽減対象世帯の拡大が図られる。

## (2) 改正内容

表5：所得基準額の算出方法

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) (改正なし)	
5割軽減	43万円+ <u>30万5,000円</u> ×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>31万円</u> ×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+ <u>56万円</u> ×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>57万円</u> ×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 加入者数は、国民健康保険に加入していない世帯主を含めず、特定同一世帯所得者(後期高齢者医療制度への移行に伴い国保を脱退した人)を含めた人数

※ 給与所得者等とは、給与所得か公的年金所得、あるいはその両方を有する人

## (3) 改正の影響

令和7年度本算定データを用いて、令和8年度の5割軽減と2割軽減の基準額を引き上げた場合の影響について試算した。

- ① 改正により軽減世帯は110世帯増加する見込みである。

表6：軽減対象世帯数 (29,000世帯中)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	合計	割合
改正前	8,292世帯	3,762世帯	3,376世帯	15,430世帯	53.2%
改正後	8,292世帯	3,840世帯	3,408世帯	15,540世帯	54.2%
増減	±0世帯	+78世帯	+32世帯	+110世帯	+1.0%

- ②課税総額は、基礎分が2,871千円の減、後期高齢者支援金分が1,295千円の減、介護納付金分が362千円の減となり、合計で4,528千円の減額となる。この減額分は、基盤安定負担金により、国、県、市から全額が補填される。

## 4. 条例改正について

本制度改正について、改正条例の施行日は令和8年4月1日を予定している。なお、課税限度額については、2月議会に上程し、他の2点については、地方税法並びに地方税法施行令の改正が公布され次第(例年3月末日)、富士市国民健康保険税条例を改正する予定である。

※なお、窓口での周知は、予定税率として条例改正前から行う。条例改正後、広報ふじ、富士市We bサイト等での周知を行う。